



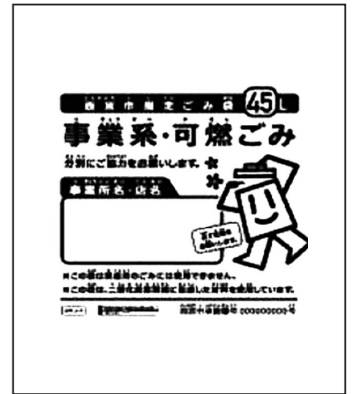
## 搬入を禁止する再資源化古紙類（リサイクルへ）



## 再資源化できない紙類（一般廃棄物）



油や塗料などが付着した汚れた紙類や写真、感熱紙、防水加工紙（紙コップ）、カーボン紙、圧着ハガキなど、再資源化できない具体的な品目については、回収を行う再生事業者と相談してください。



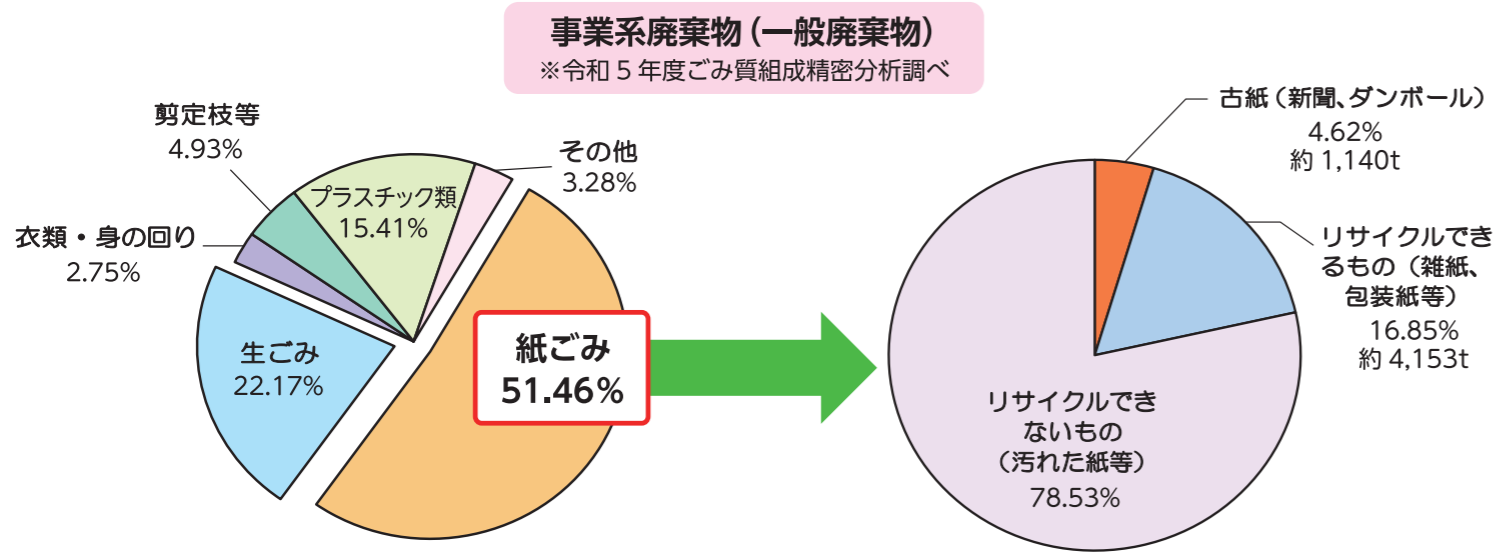
事業系指定ごみ袋

### ◆古紙類の市処理施設への持ち込みについてのお問い合わせ

西宮市環境局環境施設部施設管理課 電話：0798-22-6601

### ◆市内で排出される事業系一般廃棄物の現状

事業系一般廃棄物排出抑制が喫緊の課題となっている本市において、可燃ごみの約 51%にあたる「紙ごみ」のうち、再資源化できる段ボール等の古紙類が約 22%あり、可燃ごみ全体の約 11%を占めています。



### ◆市はゼロカーボンシティを目指しています！

石井登志郎市長は令和3年（2021）2月19日、3月定例会の令和3年度西宮市施政方針において「2050年ゼロカーボンシティ」及び「プラスチックごみ削減運動の推進」を表明しました。脱炭素社会の実現のためには、大幅な技術革新とその導入が前提となりますが、市民や事業者の皆さんが「自分ごと」として、できることから行動を起こし、ライフスタイルや事業活動の転換を図っていくこともこれまで以上に重要となります。

再資源化が可能な古紙類を焼却することで二酸化炭素等の温室効果ガスが発生します。未来の地球のために、今、私たちができることからアクションを起こしましょう！

### ◆市は、資源となる古紙類のリサイクルをさらに促進するため、古紙回収拠点を設置しました。利用時間内であれば、いつでも古紙類を持ち込むことができます。



**所在地**（※地番表記。住居表示ではありません）  
上甲子園5丁目5-3

**回収できるもの**  
新聞、段ボール、紙類（チラシ・雑誌・古本など）

**利用時間**  
月曜～日曜 午前7時半～午後4時半  
※1月1日～3日を除く

**利用できる人**  
事業者、市民  
※持ち込み時に必要な書類はありません

### ※ご利用にあたっての注意事項

1. 回収品目以外は持ち込まないでください。（リサイクルできません）
2. 紙類でリサイクルできないものがあります。窓付き封筒（セロハン窓）、ビニールコート紙、紙コップなどのワックス加工品、油紙、写真、防水加工紙、感熱紙、裏カーボン紙、ノーカーボン紙、アルバムはリサイクルできません。混ぜて捨てないでください。
3. 時間外は、出入口を施錠しています。

### ◆古紙回収拠点についてのお問い合わせ

西宮市環境局環境事業部事業系廃棄物対策課 電話：0798-35-0185